

＜対象期間が 2021 年 3 月 31 日まで延長されました＞

新型コロナウイルス感染症に

感染又は感染が疑われる方が
療養のために仕事を休んだとき

新型コロナウイルス感染症手当金があります

手当金をうけるための条件

1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

給与所得者 事業主の証明/医療機関の証明(受診していない場合は不要)が必要です。
※パート等で収入を受けている家族、青色・白色専従者も対象となります。

事業所得者 医療機関の証明が必要です。

2. 連続する 3 日を含み、4 日以上仕事を休んでいること

2020 年 1 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日(2020 年 12 月 31 日までのところを延長)で仕事ができなかった期間のうち、4 日目以降で療養のために休んだ日の合計日数が支給対象になります。

3. 給与の支払いがない、またはその支払額が感染症手当金より少ないこと (給与所得者のみ)

給与等が支払われている場合でも、その金額が感染症手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

支給額

● 給与所得者(組合員・家族)

労務不能となった月を含む直近 3 カ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日

× 3 分の 2 × 療養のため休んだ日数
(待期期間 3 日除く)

● 事業所得者(組合員)

働き方に応じて、1 日 3,400 円から 5,000 円

× 療養のため休んだ日数
(待期期間 3 日除く)

裏面もご覧ください



申請から支払いまでの流れ

1. 「新型コロナウイルス感染症手当金支給申請書」をご用意ください。

※申請書はご所属の支部にあります。

申請書は4種類あります。下記の表を参照して、必要な申請書をご用意ください。

①：被保険者記入用(被用者用)

②：被保険者記入用(被用者以外用)

③：事業主記入用

④：医療機関記入用

対象者	申請書種類			
	①	②	③	④
給与所得者(組合員・家族)で医療機関を受診した方	●		●	●
給与所得者(組合員・家族)で医療機関を受診していない方	●		●	
事業所得者(組合員)		●		●

2. ご所属の支部へ申請書を提出してください。

3. 審査を行い、支給決定通知書をお送りします。

審査の結果、支給が決定した場合は支給額・振込日が記載された通知書をお送りします。

国保組合に登録されている組合員名義のゆうちょ銀行総合口座へ振り込みます。

申請から支払いまでは約1カ月程度かかります。

Q. 対象となる期間は？

A. 2020年1月1日から2021年3月31日までの間です。

ただし、入院が継続するときは最長1年6カ月までです。

Q. 仕事を休んだその日から支給の対象となるの？

A. 「仕事を休んだ日」から数えて、3日経過した後の次の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。

Q. 待期期間後の労務不能期間はすべて支給対象となるの？

A. コロナウイルス感染症のため仕事ができなかった期間のうち、仕事をする予定があった日のみ対象です。もともとお休みの予定だった日は除きます。

お問い合わせは、ご所属の支部 または 東京土建国保組合給付課へ

電話 03-5348-2985